

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1類	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の二類感染症と結核を除く二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2類	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特定の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※1
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3類	・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 ※2	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※1 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※2 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症は次のとおりです。
溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）等

< 出席停止期間 >

上記「学校感染症の種類と出席停止期間の基準」にて確認してください。

なお、病状により、医師の診断と違いが生ずることがありますが、医師の診断と学校保健安全法で定めた基準を比較し、より遅い方の登校を目安としてください。

令和 年 月 日

感染症に関する報告書

北海道倶知安高等学校長 様

年 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

学校感染症に罹患したため、次のとおり報告します。

1 病 名 _____

2 医療機関名 _____

3 受診診断日 令和 年 月 日 ()

4 発 症 日 令和 年 月 日 ()

5 解熱した日 令和 年 月 日 ()

5 出席停止期間（発症後に授業を欠席した日から再登校前日まで：土日祝日を含む）

令和 年 月 日 () から

令和 年 月 日 () まで 日間

() インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日

() 新型コロナウイルス感染症

：発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに
解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）した後 1 日

() その他の感染症：出席停止の解除の基準日

を 経過しましたので、登校させます。

< 注意事項 > 医師の証明、診断書等の提出は不要です。

令和 **6**年 **10**月 **10**日

< **記入例** > 感染症に関する報告書

北海道倶知安高等学校長 様

1年 A組 生徒氏名 倶知安 太郎

保護者氏名 倶知安 一郎

倶知安 印

学校感染症に罹患したため、次のとおり報告します。

- 1 病 名 インフルエンザA
- 2 医療機関名 倶知安ようてい病院
- 3 受診診断日 令和 6 年 10 月 1 日 (火)
- 4 発 症 日 令和 6 年 10 月 1 日 (火)
- 5 解熱した日 令和 6 年 10 月 7 日 (月)
- 5 出席停止期間（発症後に授業を欠席した日から再登校前日まで：土日祝日を含む）
令和 6 年 10 月 1 日 (火) から
令和 6 年 10 月 9 日 (木) まで 9 日間

() インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日

() 新型コロナウイルス感染症

：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せずに
解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）した後1日

() その他の感染症：出席停止の解除の基準日

を 経過しましたので、登校させます。

< 注意事項 > 医師の証明、診断書等の提出は不要です。